医政歯発０５１０第１号
令和４年５月 10 日

各 都道府県 / 保健所を設置する市 / 特別区 医務主管部（局）長　殿

厚生労働省医政局歯科保健課長
（　公　印　省　略　）

歯科技工におけるリモートワークの基本的な考え方について

近年、歯科技工技術の高度化やデジタル化など、歯科技工士を取り巻く状況は大きく変化しており、歯科技工士が働きやすい環境づくりや、歯科技工の業務のあり方の検討や効率化の必要性が指摘されている。

このため、厚生労働省においては、令和３年９月から「歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会」を開催し、歯科技工におけるリモートワークを行うに当たり必要なルールについて検討を行ってきた。

今般、当該検討会における中間報告を踏まえ、別添のとおり「歯科技工におけるリモートワークの基本的な考え方」をとりまとめたので、貴職におかれてはこれを御了知の上、関係者に対する周知徹底をお願いする。

別添

歯科技工におけるリモートワークの基本的な考え方

令和４年５月

厚生労働省

目次

１．　歯科技工におけるリモートワークを取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・・１

２．　歯科技工におけるリモートワークの実施
（１）歯科技工におけるリモートワークで想定される業務について・・・・・・・・・・１
（２）歯科技工におけるリモートワークを行う場合に必要な構造設備について・・・・・１
（３）歯科技工におけるリモートワークのセキュリティ対策等について・・・・・・・・２
　ⅰ）リモートワークを行う環境
　ⅱ）本人確認、通信環境、端末等のセキュリティ対策
　ⅲ）データの授受
　ⅳ）データの保護及び管理
　ⅴ）歯科技工所におけるルール整備及びセキュリティインシデント対策

３．その他歯科技工におけるリモートワークに関連する事項
（１）歯科技工録について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（２）研修の受講について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

１．　歯科技工におけるリモートワークを取り巻く状況

超高齢社会において、質の高い歯科医療を提供するためには、義歯等の歯科補てつ物が適切に提供されることが重要である。一方で、歯科技工技術の高度化やデジタル化、就業歯科技工士数の減少など、歯科技工士を取り巻く状況は大きく変化しており、歯科技工士が働きやすい環境づくりや、歯科技工の業務のあり方の検討や効率化の必要性が指摘されている。

このため、歯科技工士の多様な働き方が可能となるよう、歯科技工を行う際のリモートワークについての基本的な考え方を示す。

２．　歯科技工におけるリモートワークの実施

（１）歯科技工におけるリモートワークを行う者及び想定される業務について

①考え方

歯科技工におけるリモートワークを行う者は、リモートワークのみを行う場合も含め、歯科技工所において業務に従事し、国内に所在する、歯科技工士の資格を有する者であること。

また、歯科技工におけるリモートワークの対象としては、切削加工や研磨等を除くコンピュータを用いた歯科補てつ物等の設計等が想定され、歯科技工のうち、切削加工等を伴うものをリモートワークで行うことはできないこと。

②遵守する事項

開設者による都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区の場合、市長又は区長）への届出

歯科技工所の開設者は、当該歯科技工所でリモートワークを行う者がいる場合、業務に従事する者の氏名と併せてリモートワークを行う旨を届け出ることに加えて、以下の２点を当該歯科技工所が所在する都道府県知事（保健所設置市の場合は保健所設置市長、特別区の場合は特別区長）に届け出ること。

① リモートワークを行う者に連絡可能な電話番号

② 歯科技工所以外の場所であって、主にリモートワークを行う場所。自宅以外の場所で主にリモートワークを行う場合、その場所の住所

（２）歯科技工におけるリモートワークを行う場合に必要な構造設備について

①考え方

歯科技工においてリモートワークを行う場合、個人情報の適切な管理のための特段の措置を講ずる必要がある。当該措置を講ずるに当たっては、「医療情報システムの安全

管理に関するガイドライン」（平成 17 年３月 31 日付け医政発第 0331009 号・薬食発第 0331020 号・保発第 0331005 号厚生労働省医政局長、医薬・生活衛生局長、厚生労働省保険局長及び政策統括官（社会保障担当）連名通知別添）及び以下（３）及び（４）を参照すること。

②遵守する事項

歯科技工におけるリモートワークの対象は、切削加工や研磨等は行わないコンピュータを用いた歯科補てつ物等の設計等を行う過程とすることから、リモートワークを行う場所においては、防音装置や石膏トラップ等の構造設備は不要である。

なお、切削加工や研磨等を行う場合には、歯科技工所の構造設備を満たすとともに、別途開設の届出等を行う必要があることに留意すること。

（３）歯科技工におけるリモートワークのセキュリティ対策等について

①考え方

リモートワークにおいても患者の口腔内の状態に関する歯科医療情報を扱うため、個人情報の適切な管理のためにセキュリティ対策を講じる必要がある。利用する情報通信機器等を適切に選択・使用し、個人情報及びプライバシーの保護に最大限配慮するとともに、使用するシステムに伴うリスクを踏まえた対策を講じた上で実施することが重要である。

②遵守する事項

ⅰ）リモートワークを行う環境

リモートワークにおいても、歯科技工所で業務を行う場合と同様に、患者の口腔内の状態等の歯科医療情報を扱うため、特に自宅以外の場所でリモートワークを行う際は、第三者からのパスワードののぞき見等による情報漏えいが起こらないように適切な対策を講じること。具体的には、リモートワークを行う歯科技工士に対し、ディスプレイに覗き見防止フィルタの貼付等を行うよう周知するとともに、その実施状況を確認し、対策を行う等、適切なセキュリティ対策を講じること。

ⅱ）本人確認、通信環境、端末等のセキュリティ対策

歯科技工所の管理者は、リモートワークを行う歯科技工士の本人確認を徹底すること。また、必要に応じて多要素認証も導入すること。

不正アクセスを防止するために、管理者は、第三者が容易にアクセスできる公衆無線 LAN を用いないなどの通信環境の安全性の確保や、OS・ソフトウェア等のアップデート、セキュリティソフトのインストール等のセキュリティ対策を講じること。

また、歯科技工所の管理者が、リモートワークを行う歯科技工士に端末を貸与する

場合や、リモートワークを行う個人の所有する、あるいは個人の管理下にある端末を利用して業務を行う場合に関しては、運用管理規定を定め、適切な技術的対策や運用による対策を選択・採用し、十分な安全性を確保すること。個人の所有する、あるいは個人の管理下にある端末については、リモートワークを行う歯科技工所の管理者による機器の設定の変更が可能な場合に、管理者の責任で使用できることとする。この場合、管理者は当該端末のソフトウェアの管理台帳を整備し、シリアルナンバー、OS種別・バージョン情報、使用アプリケーション、パッチ適用状況、利用者、ソフトウェアのインストールやクラウドサービスの利用状況等を把握・管理すること。

更に、端末において業務上必要のない無線機能（例：Bluetooth 機能、アドホックモード等）を無効化すること、通信環境や端末のパスワードについては、第三者に推測されにくい、十分な強度のある個別のパスワードを個々に設定すること及び、同じパスワードを使い回さないようにし、使用するパスワードを第三者に知られた可能性がある場合は早急にパスワードを変更することをリモートワークを行う歯科技工士に周知するとともに、必要に応じてその実施状況を確認し、対策を行う等、適切なセキュリティ対策を講じること。

ⅲ）データの授受

管理者は、歯科補てつ物等の設計のデータ（以下「設計データ」という。）を、切削加工等を行う機器に送付するにあたっては、データの送受信を安全に行う外部のネットワークやクラウドサービスを利用し、又は特定の人のみが利用可能な専用ネットワーク等を整備して利用すること。

また、複数人でデータを共有可能な場所に設計データを保存する場合、情報を閲覧・編集する権限が誰にあるか確認し、適切な設定を実施するようリモートワークを行う歯科技工士に周知するとともに、必要に応じてその実施状況を確認し、対策を行う等、適切なセキュリティ対策を講じること。

なお、汎用の大容量ファイル送信サービス等の利用は、セキュリティ対策の観点から適切ではないため留意すること。

ⅳ）データの保護及び管理

管理者は、リモートワークで取り扱う情報の利用者及び保管場所を設定し、管理すること。

また、リモートワークを行う歯科技工士によるＵＳＢメモリ、ＣＤ、ＤＶＤ等の可搬媒体（リムーバルメディア）及び端末の使用については、業務上の必要性が認められたものに限定するとともに、端末（ＵＳＢメモリ等を含む。）にデータを保存することが想定される場合は、情報に対する暗号化やアクセスパスワードの設定等、適切

なセキュリティ対策を講じること。

ｖ）歯科技工所におけるルール整備及びセキュリティインシデント対策

管理者は、リモートワークの実施にあたってのリスクマネジメントを行うとともに、情報セキュリティ関連規定を整備し、歯科技工所内で周知すること。

また、セキュリティインシデント発生時に迅速な対応を可能とするため、インシデント対応計画を策定すること。インシデント対応計画には、連絡先と対応手順等を位置付け、セキュリティインシデントの発生に備えてあらかじめ手順を確認するとともに、リモートワーク端末が操作不能になった場合に備え、電話番号等を確認すること。

加えて、端末の紛失やマルウェア感染等のセキュリティインシデントが発生した場合（発生のおそれがある場合、動作が不審である等セキュリティインシデントかどうかわからない場合を含む。）は、定められた連絡先へ速やかに報告するようリモートワークを行う歯科技工士に周知すること。

更に、不正アクセス等のセキュリティインシデントが発生した際に原因調査が可能となるよう、アクセスログ、認証ログ、操作ログ等のログを取得し、保存すること。

３．その他歯科技工におけるリモートワークに関連する事項

（１）歯科技工録について

リモートワークを行う歯科技工士は、歯科補てつ物等の作成管理及び品質管理の観点から、歯科技工録を作成する必要があること。リモートワークを行う場合はその工程の管理がより重要となることから、「「歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針」の一部改正について」（令和４年３月 31 日付け医政発 0331 第 47 号厚生労働省医政局長通知）のとおり、リモートワークを行った工程と場所を確実に記載すること。

（２）研修の受講について

リモートワークを行う場合、情報通信機器の使用や情報セキュリティ等に関する知識の習得と理解・意識の向上が必要となることから、管理者は、歯科技工におけるリモートワークに責任を有する者として、研修を受講し、知識の習得、理解と意識の向上を図ること。また、リモートワークを行う歯科技工士に対して研修を実施する又はリモートワークを行う歯科技工士の研修の受講を確認し、研修の受講について、研修受講日及び研修受講者の記録を作成すること。

リモートワークを行う歯科技工士は、研修（管理者による伝達研修を含む。）を受講することにより、知識を習得し、理解と意識の向上を図ること。

※　研修は、以下の内容を含むものとすること。

・　業務に従事する者の管理（管理者のみ）について

・　２．（３）に規定するセキュリティ対策に関する内容

・　歯科技工録について

なお、研修としては関係団体や学術団体等が実施するものが想定されるが、団体等による開催の準備が整うまでの間は次のウェブサイト等を参考にすること。

・テレワークにおけるセキュリティ確保（総務省）
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/telework/

・テレワークセキュリティガイドライン第５版（総務省）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000752925.pdf

・医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.2版（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00002.html